

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 26-8		学校 中学校		教科 音楽	種目 音楽（器楽合奏）	学年 1-3
番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検定基準	
	ページ	行				
1	口絵②	下左	キャラクターのイラスト、名称及び下部の説明文 「歌声合成ソフトウェアには「初音ミク」などがあります。」	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2- (7)	
2	13	上	「こげよマイケル」の楽譜中の表示 「スウィング」	生徒にとって理解し難い用語である。 （説明がない。）	3- (3)	
3	17	上左	「テヌート奏法」の説明 「1音1音をつなぐように演奏します。」	生徒にとって理解し難い表現である。 （説明が不十分で、音の接続の様子が分かりにくい。）	3- (3)	
4	24		「コード」の説明	生徒が誤解するおそれのある内容である。 （説明が不十分で、例示された「E」及び「Am」のダイアグラムが一般的なものであるかのように読み取れる。）	3- (3)	
5	25		「カリンカ」の楽譜 G 1 のパート （以下 27ページ「マルセリーノの歌」 28ページ「ラ・クンパルシータ」）	生徒にとって理解し難い内容である。 （右手の弾き方に関する表示または説明がない。）	3- (3)	
6	29		楽譜 上段4小節 G 1 のパートのタブ譜	不正確である。 （楽譜中の音符と整合しない。）	3- (1)	
7	35		「さくらさくら」の楽譜中の「>」の記号	生徒にとって理解し難い記号である。 （説明がない。）	3- (3)	
8	47		「長唄「勧進帳」から 寄せの合方」の楽譜 打楽器①及び②	生徒にとって理解し難い内容である。 （大鼓と小鼓の演奏方法や、符尾の向きが異なる箇所の演奏方法に関する説明がない。）	3- (3)	
9	48 - 48②		「日本の楽器 相関図」（全体）	生徒にとって理解し難い内容である。 （楽器と種目が混在しており、楽器相互の関連が分かりにくい。）	3- (3)	
10	49	中	「竜笛」、「高麗笛」及び「神楽笛」に関する説明文ならびに表	生徒にとって理解し難い内容である。 （「種目」と「楽曲」の関係とそれぞれの内容が分かりにくい。）	3- (3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 26-8	学校 中学校	教科 音楽	種目 音楽（器楽合奏）	学年 1-3
-----------	--------	-------	-------------	--------

番号	指摘箇所		指 摘 事 項	指 摘 事 由	検 定 基 準
	ページ	行			
11	56 - 59		「かまえ方と打ち方」	生徒にとって理解し難い内容である。 （説明内容が構え方に偏っており、打ち方に関する説明が不十分である。）	3- (3)
12	口絵③		「Dm」	不正確である。 （ダイアグラムの表示と指の使い方を示す図版の内容が整合していない。）	3- (1)
13	裏見返		「速度や速度の変化」	生徒が誤解するおそれのある表示である。 （常に「アダージョ」が「レント」よりも遅く演奏することを指示する用語であると読み取れる。）	3- (3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

1 枚中 1 枚目

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。